

「菅沢ダム 新型コロナウイルス感染拡大防止の為にお願い」

鳥取県内に「新型コロナ警戒事態宣言」が発令されており、新型コロナウイルス（COVID-19）の確実かつ効果的な感染拡大防止策を講じる観点から、国土交通省 菅沢ダムでは 5月10日（月）より下記の取り組みを実施しております。

今回、鳥取県の「新型コロナ警戒事態宣言」が6月20日まで延長されましたので、同様に菅沢ダムでの取組期間を6月20日まで延期します。

※今後の状況によっては、さらに休止期間を延長する可能性があります。ご不明な点等ありましたら下記連絡先にお問い合わせください。

1. 展示室の開放休止
2. ダム見学会の中止
3. ダムカードの配布中止

※国土交通省 日野川河川事務所 菅沢ダム管理支所 TEL（0859）87—0311